

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和4年5月25日（水）

杉 並 区 議 会

目 次

席次について	3
定例会の追加提案事項について	3
各種審議会委員等候補者の推薦について	3
行政視察について	4
特別区議会議長会の要望事項について	8

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和4年5月25日(水) 午後3時27分～午後3時53分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (9名)	理事 大 泉 やすまさ 理事 島 田 敏 光 理事 富 田 た く 理事 太 田 哲 二 理事 藤 本 なおや	理事 浅 井 くにお 理事 小 川 宗次郎 理事 奥 山 たえこ 理事 奥 田 雅 子
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	副議長 渡 辺 富士雄	
出席理事者		
事務局職員	事務局 長 渡 辺 幸 一 調査担当係長 武 士 清 亮 担当書記 出 口 克 己	事務局次長 代 久保井 悦 代 議事係長 蓑 輪 悦 男

(午後 3時27分 開会)

大泉理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

まず、委員改選後初めての理事会となりますので改めて確認をしておきますが、理事会では着座のまま御発言いただいて結構です。発言の際は挙手いただき、私の指名の後に、マイクのスイッチを入れた上で御発言願います。

また、ペーパーレス化の観点から、議運理事会と議運の重複する資料については、理事の皆様には議運では配付をしておりません。

以上、よろしく願いいたします。

《席次について》

大泉理事 次に、席次についてですが、今お座りの席次でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

大泉理事 それでは、この席次で決定をいたします。

《定例会の追加提案事項について》

大泉理事 次に、定例会の追加提案事項について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局長 資料1を御覧いただきたいと存じます。区長から、契約案件2件が提出される予定でございます。明日開催の議会運営委員会で理事者から説明がある予定でございます。

なお、除斥対象の案件がないかどうか、明日議案が配付される予定となっておりますので、漏れのないよう各議員で御確認をお願いしたいと存じます。

なお、追加議案に伴う日程等の変更はございません。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。——それでは、この件については明日開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

なお、除斥についてですが、各自で御確認をいただき、除斥の対象となる議案があった場合は議長へ申し出ていただきますよう、各会派の議員へお伝えください。非交渉会派については、事務局から説明をお願いいたします。

《各種審議会委員等候補者の推薦について》

大泉理事 次に、各種審議会委員等候補者の推薦について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局長 資料2を御覧ください。各種審議会委員等の候補者の推薦について、各会派から御提出いただいた結果を表にまとめたものでございます。御確認のほどお願いいたします。

なお、この内容で本日付で区長への回答を予定してございます。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。——それでは、この件についてはよろしく願いたいします。

《行政視察について》

大泉理事 次に、行政視察について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局長 資料3を御覧ください。先日の議運理事会から協議を開始したところでございますけれども、事務局のほうで他区や政令指定都市などの視察の実施状況や受入れ状況などを調査した結果をまとめたものでございます。

まずは、資料上段の行政視察、ひし形のところでございます。委員会視察や会派等視察の実施状況でございますけれども、記載のとおり、23区中19区が実施可としてございます。なお、実施可としている区の中で1区、江戸川区は日帰りのみということで、また、その他の区でも複数の区で緊急事態宣言中、あるいはまん延防止等重点措置期間中は不可など、制限つきで実施可としている区も含まれてございます。

次に、資料の真ん中から下の行政視察の受入れ状況でございますが、こちらにつきましても23区中21区で受入れを実施してございます。

また、政令指定都市の受入れ状況につきましては、20市中18市が受入れを実施してございました。ただし、この中には、先ほどと似ておりますが緊急事態宣言等の区域からの受入れは断っている市、あるいは人数に制限を設けている市、最大10人程度までという2市でございますが、そのような市も含まれているところでございます。

以上の調査結果なども踏まえまして御協議をいただければと存じます。

以上です。

大泉理事 ただいま御説明いただいた内容について、何かございますか。

藤本理事 行政視察に行くことと、また受け入れることはセットだと思うんですね。我々が行きたいと思っても、やっぱり杉並区が他区市を受け入れていないという状況だとちょっとまずいと思うので、この資料だと今は受入れ不可にしているようなんですが、これは行政側としてはどういうふう判断していくという見通しみたいなものはあるんですか。

議会事務局長 確かにおっしゃるとおりセット論というのはある意味前提なのかなというふうには思うんですけども。今回、確かに御指摘のとおり、やはり行くなれば当然受け入れる、そういう前提で御協議いただければよろしいのかなというふうには考えていますけれども、たまたま調査結果が、私ども杉並が行くも帰りも駄目ということになって、そうした現状を踏まえて今後どうされるかということかと思えます。

藤本理事 受け入れるほうは、役所のほうで多分杉並区として判断されるものなのか、それとも事務局としてもうはじいてしまっているという状況なんですか。

大泉理事 恐らく当初ですとBCPなんかが発動されて、事務局からも応援体制を取って保健所のほうに人を出していくというような状況を含めて、視察については受入れもちょっと控えるというような流れになったかと記憶していますけれども、この間、5月22日で区のBCPも解除されたという話もあって、応援体制も一応終了しているんですよ。そういったことも踏まえて、我々としては視察の再開の可否を判断した上で、そこに事務局、区のほうとしても足並みをそろえてということが可能かどうかというところはいかがでしょうか。

議会事務局長 おっしゃるように、事務局として独自にこれはいいよと判断しても、当然視察所管課と一緒に受け入れることになりますので、それは今御指摘いただいたように応援体制あるいはBCP体制の中で所管課のほうからは、ちょっと今はという状態だったというふうには考えてございます。今その辺が、区がリバウンド警戒期間も解除されたということで通常に近い体制に戻ってきたという中で、区と当然私どもとも今後は足並みがそろえるのかなというふうには思います。

奥山理事 行政視察を再開するかしないかということについて、会派のメンバーに意見を聞いてみました。再開すべきでないという意見はありませんでした。ただし、3つほどありまして、視察に行くかどうか、これは委員会判断にもなるんでしょうけれども、視察に行くかどうかはその必要性、また緊急性に応じて実施すべきだと、こういう言い方をしておりますけれども、遠方に宿泊する目的で複雑な旅程にするなど、年1回の恒例行事のように実施するのは疑問ですと。私も北海道や沖縄へ行ったことがありますけれども、そういうことを指しているのかなと思います。

それから2点目ですが、最近個別になりましたけれども、お手数ですが事務局の方に飲食をセットしていただくのはどんなものなのだろうかというふうな意見も出ております。時代錯誤だと、それから、その費用を半ば強制的に集めるのはもってのほかだという意見が出ております。私は議員になって十五、六年ぐらいと古いから、初めの頃はもしかしたらお金を出していなかったような気がするんですけども、あのお金はどこから

出ていたんだろうと。雑費ももらっていましたがね、1日3,000円もらって、へえとか思いましたがね、大分そこはかなりクリアになってきて、お金は強制的には取られますけれども自分で負担をする、それでちゃんとその領収書なども全部回覧させるというふうにもなりました。そういう意見がありますので、これはぜひ御参考にしていただきたいと思います。

それから、あともう一つ、所管の部長が随行しますね。これは、相当な行くべき理由がない限りは原則として取りやめるべきではないかという意見が出ております。やっぱりお忙しい部長を2泊3日も呼び立てる、もちろん部長にとってもいろいろ参考になるのかもしれませんが、こういったことも参考にしていただければと思います。

以上です。

大泉理事 ありがとうございます。今、内容の件については、一旦この理事会で協議をさせていただく場というのは、まず、コロナが始まったという経緯の中で、行政視察は全体に対して一旦取りやめる判断をするということで議運に諮ったというところがありますけれども、今回もこれを再開するという判断は、やはり議運でというところになるかと思えます。しかし、議運でやると決めたから必ずやるということではなく、個別のそれぞれの委員会が判断をするというところなので、全体としての制限をなくして再開をするという判断が一旦求められるというところであろうかと思うんですよね。ですから、この場において皆さんに御協議をいただきたいということと、あと、最後にお忙しい部長と一緒にということとはというお話がありましたけれども、そもそも委員会の視察の判断において非常に有益であり必要な視察ということであれば、それがまた部長にとっても必要だということになるのであれば、そこの判断はまた別であるのかなというふうに思いますが。ただ、今いただいたようなお話の中で、あくまでも委員会の判断がこの後にはありますよというところを前提に御協議をいただければと思っています。

そのほか御意見はございますでしょうか。おおむね今、ほかの区の状況を見ますと再開しているところが多いと。ただし、まん防であるとか、そういったときにはまた改めて受入れなり行くことも制限を加えるということが前提という区もあると考えておりますけれども、おおむねそういった状況の中では御理解も得られやすいのかなと思っていますけれども。

富田理事 この問題について会派でいろいろ意見をというような状況ではないので私個人の意見というか感想になるんですけれども、正直、まだ今年は控えておいたほうがいいんじゃないかなという印象を持っています。

以上です。

大泉理事 もっとも、今の段階で確かに下げ止まりみたいな状況が考えられるので。ただ、今この時点でこれを諮る理由の一つとしては、それまで行政視察を行っていた時期が10月、11月なんですけれども、事務局がいろいろと準備をしていただく判断を例年2定でしていたと、2定の常任委員会の中で日程であるとかを諮っていたと記憶しています。その辺を、今の状況としてはまだ下げどまりという状況は見受けられるんですけれども、一旦その判断をした上で必ず行くということではなく、また新たに感染が拡大したとかそういった事情があれば、改めてこの議運の場においても、やはり今年は見送ろうというような判断はこの先にもまたあり得ることではあると思うんですね。ただ、今のようなか状況の中で仮に落ち着いていった場合ということで御判断いただいてもいいかと思うんですけれども、そのあたりも加味して御考慮いただければなと思うんですが。

島田理事 コロナ禍ということなんですけれども、マスクの着用等も大分緩和されたりしてきている中で、他区の様子を見れば、やっぱり緊急事態宣言もしくはまん延防止が発出されているかどうかということで、その期間中は行かないと。基本的に受入れも行くこともオーケーにして、駄目なときはこういう場合よというのをつくっておけば今のところいいんじゃないかなというふうには思います。

浅井理事 この間、各理事さんから様々なお話が出ていたと思いますけれども、1つだけ、私どもは行くにしても受けるにしても全くオーケーですよというのはどうかなと。ワクチンの接種を2回以上ぐらいはしている、そんなようなことも一つあるといいのかなという。全然していない人はどうなんだろうとちょっと思いました。

藤本理事 議会はBCPってまだ解除されていないんですか。その辺はやっぱり前提条件になってくると思うんですよね。

議会事務局長 基本的に区と議会のBCPの発動は連動するような仕切りになっておりますので、区が解除されたということ踏まえれば、これは今後、実は今後お諮りしようと思っていたんですけれども、区議会BCPも区と同様5月末で解除という段取りはいかがかなというふうに、そういう前提で今。すみません、ちょっと後先になりましたが。

大泉理事 いろいろと御意見いただきました、ありがとうございます。全体の御意見を踏まえますと、一旦解除ということは、全体の流れの中でも再開ということについては御同意はいただけそうな中でも、しかしながら、この先の感染状況ということ踏まえて、視察先が例えば緊急事態宣言もしくはまん防の発出、もしくは同じくその地域からの受入れ、こういったところにはまだやはりそこにはブレーキをかけたほうがいいのではないかなというように。また、時期的にこの先そういった感染がまた拡大するような状況であれば改めて、今ここで決めたからもうフリーでできるよということではなくて、

引き続きその辺は注視をしながらいって、また中断が必要ということであればそれも協議をするという前提の中で、今の段階では一旦再開ということでもいいんじゃないかというふうな御意見かと思っておりますけれども。

富田理事 お話し中すみません。皆さん一定条件の下でというお話でしたので、そういうふうになるのであれば、委員会ごとの判断というのもあっていいのかなと私は思います。

大泉理事 今いただいたとおり、各委員会の判断というのがこの後に当然なされるというところになりますし、また、行く必要というものをしっかりと吟味していただいた上で、各委員会委員長に御判断いただくというところかと思えます。

その前提ということで、理事会としてはこれは再開する方向ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 そうしますと、主に今回3点あったかと思うんですね。例年の10月の3定終わりから4定の間で実施している委員会視察、また、事務局を通した会派の視察ですとか個人視察、これも一旦とどまっていたところがあったかと思えます。あとは視察の受入れということ、この3点について再開ということで御理解をいただけたということであれば、そういったことで明日の議運委員会に諮ろうかと思えますけれども、そういったことによろしいでしょうか。——そうしましたら、理事会の中では合意が得られたという形で、明日開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《特別区議会議長会の要望事項について》

大泉理事 次に、特別区議会議長会の要望事項について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局長 資料4を御覧いただきたいと存じます。こちらは各会派から提出していただいた要望事項でございます。

まず、昨年度までのこれからの進め方ということでございますけれども、これまでは議運理事会で御協議の上、全会派一致の要望事項について提出をしていたところでございます。

また、先日議運理事会において御説明したとおり、これらの要望事項につきましては議長会のほうから選択の基準、視点というものが示されてございます。

まず、特別区議会議長会が独自に行う国への要望につきましては、23区政に共通する大都市特有の行政課題のうち、国の施策及び予算に関する緊急かつ重要な事項であることということです。

もう一つ、特別区議会議長会が独自に行う東京都への要望につきましては、こちらは各区議会において課題、懸案となっているもので、23区政に共通する大都市特有の行政課題のうち、東京都の施策及び予算に関する緊急かつ重要な事項であることということでございます。

また、全国市議会議長会を通じて行う要望につきましては、区政における全国的な共通課題ということでございます。

以上を踏まえていただいた上で、要望事項について御協議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

大泉理事 ありがとうございます。今、局長から御説明いただいたとおり、お手元に資料を配付させていただいておりますけれども、先ほど言及がありましたが、この理事会で協議をした上で全会派一致という前提がありますので、本日のところはこの資料をお配りしたのについて各会派に持ち帰っていただいて、引き続きの協議というような形にしたいと考えております。その上で、まず提出された会派からそれぞれの提案内容を簡略に御説明いただければと思うんですけれども、順次、自杉さんのほうから御説明いただければよろしいでしょうか。

浅井理事 それでは、私どもの会派から出しました要望、国へ2つ、それから東京都へ2つという案を出しております。

まず、国へのほうにつきましては、安定的な医療提供体制に資する医療機関への経営支援、それと医療の適正化というようなことで出させていただいております。それからもう一つは、児童相談所設置に関する財政支援というのを出させていただいております。施設整備費の補助をよろしくという話です。

それから東京都のほうに関しましては、国のほうへのものと似ておりますけれども、地域医療体制の強化というようなことで、都区連携による感染症病床の計画的な増設配置や医療人材の確保、そういうものをよろしくと。それから、最後にもう一つ、東京都のほうにつきましては、都区のあり方検討会の再開というようなことを要望しております。この間、都区制度改革は20年以上たってきていますけれども、改めて見直すものもあるでしょうし、この間少しお休みになってはいますが検討会を再開しましょうよと、そういうような内容で出させていただいております。

以上です。

島田理事 ちょっと文章が長くて申し訳ないです。

一番最初の地方創生と感染症、これは多分全国市議会議長会を通じてのほうの色合い

はいかなと。かなり田舎のことも入っているので、いわゆるデジタルにもうちょっと金を出せ、こういうことをございます。後でゆっくり読んでください。特別区議会議長会にはちょっとそぐわないかなと。だから、一番下の全国市議会議長会を通じてというところでチェックしていただければと思います。それから、カーボンニュートラル、それから環境教育、ZEB化ですけれども、ZEB化は分かりますよね。ゼロ・エネルギー・ビルという、学校を造るのにもうちょっと金を出せ、そういう話です。それから3番目は、これが一番切実なんですけれども、今年の10月から介護の報酬加算がありますけれども、一時的なものじゃなくてずっとやっていかないと、仮に特養を造ったとしても介護職員の獲得が非常に難しいので、ベッドが余っていても入れられないというふうな状況もあるので、先行きを考えるとこの辺をしっかりと手厚くしておかないといけなかなとということで金を出せという話でございます。御賛同いただければと思います。

大泉理事 これは財政措置的なものも入っているということなんですかね、一番最後の介護職員の処遇改善というのは。そうすると、宛先は厚労大臣だけでいいんですかね、事務局。財務大臣も入れなくて、一応厚労大臣宛という形でよろしいですか。

担当書記 一応、提出のあった会派からいただいたものがそこだけだったので。

大泉理事 分かりました。では、その辺も踏まえてまた各会派で確認をいただくということ。

奥山理事 住宅セーフティーネット法のことを書きました。この法律は、要は普通に自分のところでアパートを貸しているとかそういう人ではなくて、空家になっちゃったとか、それから家族が少なくなって空き部屋があるとか、そういう人がそこをちょっと改造したり何かして、住宅に困っている人、なかなかアパートに入れてもらえない人にお貸しをするという制度なんですけれども、その住宅を登録するんですね。国交省の外郭じゃないけれども委託された先が全国を網羅したホームページをつくっているんだけど、それを見ると、ほとんどが大東建託とか、要は不動産屋と同じようなリースが載っているだけで、法の本来の意味の登録住宅がほとんどないんです。それはなぜないかという原因はちゃんとあるので、そのスキームを根本的に検証してというか、もう原因は分かっているんだけど、その支援体制が一応あるのだけれどもちゃんとできていないので、管理委託とか見守りなんかをもっときちんとして研修をするなどして、そういう支援をする団体をもっと増やしてくださいと。それから、この制度の中には家賃低廉化といって国が大体月に3万円ぐらい家賃補助をする制度があるんだけど、それは杉並区なんかは全然使っていないし、世田谷区で一、二件物件があるぐらいで、使い勝手も悪いからやっていられないんだけど、家賃が高いからみんな物すごく困っ

ているわけで、そこをもっとちゃんと利用できるようにしてくださいという内容です。

以上です。

大泉理事 ありがとうございます。今、3会派からそれぞれ御説明をいただきました。その中身について何か御質問等がございますか。——それでは、この件については次回以降も引き続きの協議となりますけれども、各会派にお持ち帰りいただいて、会派の中でそれぞれ協議をしておいていただければと思います。

日程は以上となりますけれども、ほかに何かございますか。——なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 3時53分 閉会)